

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：公益財団法人丸亀市スポーツ協会]

[記載日： 令和 5年 3月16日 ]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人の認定等に関する法律等を遵守している。</li> <li>・当協会の運営等に関する定款をはじめ、各種規程等を整備している。</li> </ul>	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営においては、適用される公益財団法人の認定等に関する法律等関係法令のほか、市が定める条例や規則等を遵守している。</li> <li>・市からは、市内公共体育施設の管理を行う指定管理者の指定を受けており、当該施設使用料の收受業務ほかについては、市が定める条例や規則等に対し適切に対応している。</li> </ul>	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、8人の理事（及び2人の監事）により理事会を構成している。</li> <li>・理事会・評議員会においては、貸借対照表等の計算書類及び事業報告（事業報告及び決算について、事前に監事の監査を受けた上で）の承認を受けている。</li> <li>・公益目的事業の実施に関しては、必要に応じ理事会の決議を経て各専門委員会を設けて調査研究を行い、審議した結果については理事会で議決を得ている。</li> </ul>	

<b>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期基本計画や財務の健全性確保のための計画は策定していない。</li> <li>・ 年度ごとに策定する「事業計画及び予算書」の中で、スポーツ協会全般、スポーツ少年団、体協婦人部、体育施設管理運営の4つの基本方針をそれぞれ記述している。</li> <li>・ 丸亀市が策定している「丸亀市総合計画」及びスポーツ推進課が策定している「丸亀市スポーツ振興ビジョン」の基本計画をはじめ、目標や施策等に沿った事業を積極的に推進している。</li> </ul>	
<b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、役員に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。</li> <li>・ 職員に対しては、コンプライアンス研修のほか、情報の公開や個人情報の保護研修、人権研修等を実施しており、今後も毎年度の研修等計画の中で実施していく。</li> <li>・ 今後、役員に対しては、公的機関等が実施する研修・講演会・セミナー等への定期的な参加を促していく。</li> </ul>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、スポーツ少年団指導者については、有資格指導者として日本スポーツ少年団に新規登録や更新登録をする際には、香川県スポーツ少年団において、スポーツ少年団の理念をはじめ、コンプライアンス教育の一環としてスポーツの倫理、暴力やハラスメントの防止等を含めた養成講習会を開催しており、対象指導者に対し開催案内や参加を促している。</li> <li>・ 現在、スポーツ少年団指導者以外の指導者、競技者等に対するコンプライアンス教育や研修は実施していないことから、今後、公的機関等が実施する研修・講演会・セミナー等への定期的な参加を促していく。</li> </ul>	

<b>原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理は、スポーツ協会定款をはじめ「スポーツ協会経理規程」を定めるほか、法令や公益法人会計基準に準拠して処理している。</li> <li>・ 監事には、会計や経理に専門性を有する者（丸亀市会計管理者）を配置し、当協会の財務や経理等全般の監査を受けている。</li> </ul>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p>	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専属の公認会計士及び税理士から、財務や税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念がある場合においては、いつでも相談できる体制を整えている。</li> </ul>	
<b>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益財団法人の認定等に関する法律等に定められている法定備置書類（事業報告書、貸借対照表、財産目録、理事・監事・評議員の名簿等）を事務所に常設し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</li> <li>・ 情報開示に関連する公告・公表の方法等は、定款、規程の中で規定している。</li> <li>・ 事業報告及び決算報告書をはじめ、事業計画及び収支予算書等をホームページで開示している。</li> </ul>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織体制、事業報告及び決算報告書、事業計画及び収支予算書、役員及び評議員の名簿をホームページで開示している。</li> <li>・ 事業の実施状況やイベントの情報等をホームページで開示している。</li> <li>・ 市内公共体育施設の空き状況（予約状況）をホームページ（確認システム）で開示している。</li> </ul>	

<p>・個人情報保護方針をホームページで開示している。</p>	
<p><b>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b></p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
<p>原則 ■ について</p>	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	
<p>原則 ■ について</p>	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	